

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

1 事業概要

有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入所者である要介護者又は要支援者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービス。(※定員29人以下で要介護者のみを対象とする施設は地域密着型特定施設)

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格							
生 活 相 談 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上(常勤換算方法) ・ 1人以上は常勤 <p>※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「医療機関等」という。)に併設される指定特定施設(以下「医療機関併設型指定特定施設」という。)になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数</p>							
看 護 師 又 は 准 看 護 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数に応じて次の員数が必要(常勤換算方法) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">利用者数</td> <td style="padding: 5px;">員数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">～ 30</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">31 ～ 80</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2人</td> </tr> </table> <p>※ 利用者の数が50人を増すごとに1人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤1人以上 	利用者数	員数	～ 30	1人	31 ～ 80	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「利用者の数(要介護者)」及び「介護予防サービスの利用者(要支援者)の数に10分の3を乗じて得た数」の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 ・ 利用者のすべてが要支援者である場合は、看護職員又は介護職員のうちいずれかが常勤であれば可
利用者数	員数							
～ 30	1人							
31 ～ 80	2人							
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に1人以上(利用者のすべてが要支援者である場合の宿直時間帯を除く。) ・ 常勤1人以上 							
機 能 訓 練 指 導 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ・ 当該特定施設の他の職務に従事可 <p>※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い医療機関等に併設される医療機関併設型指定特定施設になった場合、併設される医療機関等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。</p> <p>【資格】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)の資格を有する者</p>							
計 画 作 成 担 当 者	<p>利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を標準</p> <p>※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い医療機関等に併設される医療機関併設型指定特定施設になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>【資格】介護支援専門員</p>							

管 理 者	常勤専従 1 人 ※ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可
-------	--

(2) 設備基準

設 備 等	面 積 等
建 物	原則として耐火又は準耐火建築物
介 護 居 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室（但し利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 人可） ・ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・ 地階に設けてはならない。 ・ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面していること
一 時 介 護 室	介護を行える適当な広さ
浴 室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
便 所	居室のある階ごとに設置、非常用設備を備えていること
食 堂	適当な広さ
機 能 訓 練 室	適当な広さ ※ 他に機能訓練を行うための適当な広さを確保できる場合は、未設置可
廊 下 幅 等	利用者が車椅子で円滑に移動することができるよう、段差の解消や廊下幅の確保等に配慮する。
そ の 他	上記のほか、建築基準法及び消防法の定める構造設備

※ 有料老人ホームについては、「有料老人ホーム設置運営標準指針」に定める基準を満たしたうえ、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する事前の届出が必要です。

※ 軽費老人ホームについては、「軽費老人ホーム設置運営要綱」に定める基準を満たした上、社会福祉法第 62 条第 1 項に定める届出が必要です。